

職員募集

## 大崎市職員を募集します

平成 22 年 4 月 1 日採用の大崎市職員採用試験を次のとおり実施します。

- ▶ **一次試験** 9月20日(日) 会場：古川東中学校
- ▶ **受付期日** 8月17日(日) 17時まで人事課人事係へ必着。
- ▶ **申込** 受験申込書(写真貼付)および受験票(50円切手貼付)に必要事項を記入し、人事課人事係へ提出してください。郵送の場合は、封筒の表に受験区分、職種を朱書きし、簡易書留郵便等で郵送してください。
- ▶ **受験申込用紙の請求先** 人事課人事係または各総合支所総務課で直接受け取るか、郵送で請求する場合は人事課人事係(〒989-6188 古川七日町1-1)へ120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)に住所、氏名、郵便番号を明記し同封してください。 ☎ 人事課人事係 ☎ 23-2119

試験区分	職種	採用予定人員	内容
上級試験 (大学卒程度)	行政	3名	①昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人②昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または平成22年3月までに卒業する見込みの人
初級試験 (高校卒程度)	行政	3名	昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
初級試験 (職務経験者)	行政	2名	昭和49年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人で、職務経験が1年以上ある人。ただし、昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または平成22年3月までに卒業する見込みの人を除く
初級試験 (身体障害者)	行政	2名	自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な人で、次のすべての要件を満たす人 ①昭和49年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人②身体障害者手帳の交付を受けている人③活字印刷文による出題に対応できる人

座談会

## 地域のスポーツについて考える座談会

大崎市スポーツ振興計画を策定するにあたって、各地域のスポーツの実情や課題などを話し合う座談会を開催します。

地域	日時	場所
三本木	8月4日(火) 19時～	三本木公民館
鹿島台	8月6日(木) 19時～	鎌田記念ホール
鳴子温泉	8月7日(金) 19時～	鳴子公民館
松山	8月8日(土) 13時30分～	松山青少年交流館
古川	8月8日(土) 19時～	市役所東庁舎5階大会議室
田尻	8月10日(月) 19時～	田尻総合体育館
岩出山	8月11日(火) 19時～	岩出山文化会館(スコアハウス)

**対象** 市内のスポーツ関係団体・指導者、社会教育関係団体、スポーツを愛好している人  
**内容** ①大崎市スポーツ振興計画について②大崎市らしいスポーツについて③その他

☎ 教育委員会生涯学習課 ☎ 72-5035

飛翔会議

## おおさきブランド戦略会議

～大崎市の体験型観光の可能性について～

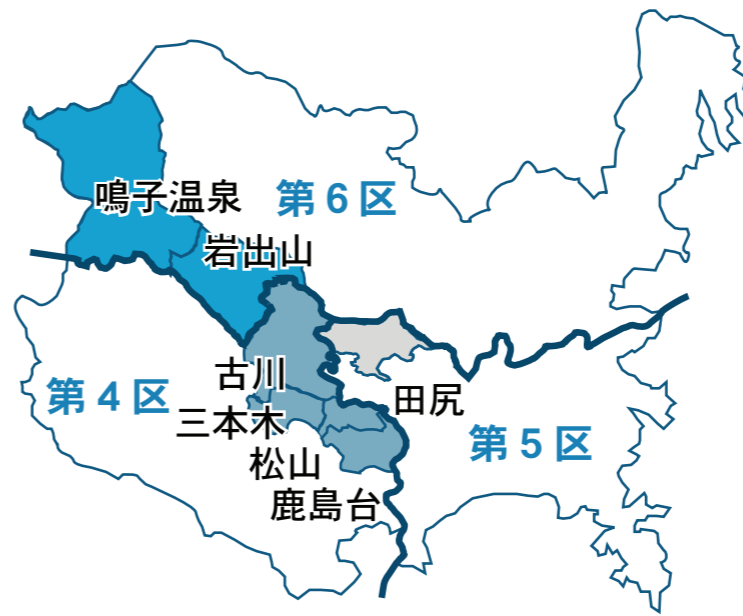
おおさきブランド戦略会議(飛翔会議)は、豊かな地域資源と民間活力を最大限に活用し、魅力あるまちづくりを進めるため、有識者や専門分野で活躍している皆さんから提言などをいただくものです。大崎市のまちづくりと一緒に考えてみませんか。

日時 8月29日(土) 14時～16時15分  
場所 三本木総合支所ふれあいホール

- 第1部 講話「大崎市の体験型観光の可能性について」  
講師 志賀 秀一氏(榊東北地域環境研究室代表)
  - 第2部 公開ディスカッション  
テーマ 大崎市の体験型観光の可能性について  
提言者 志賀 秀一氏(榊東北地域環境研究室代表)  
佐々木 重信氏(田尻グリーンツーリズム委員会会長)  
遊佐 千恵氏【鳴子温泉女性委員会会長(姥の湯旅館おかみ)】
- 座長 大泉 一貫氏(宮城大学副学長)

☎ 観光交流課 ☎ 23-7097

### 衆議院議員選挙小選挙区図



■ **投票できる人**  
選挙権を持っていても、実際に投票するためには、大崎市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。  
▼ **選挙人名簿に登録する人**  
① 大崎市に住所がある人  
② 年齢二十歳以上の日本人  
③ 住民票がつくられた日(他の市区町村からの転出した人は、転入届を提出した日)から引き続き三か月以上、大崎市の住民基本台帳に登録されている人  
▼ **選挙人名簿から抹消する人**  
① 死亡、または日本国籍を喪失した人  
② 転出した場合、転出日から四か月を経過した人  
③ 誤って登録された人

■ **投票の仕方いろいろ**  
「投票日に投票に行けない」「仕事や旅行などで住んでいない」など、さまざまな状況を考慮した投票の仕組みがあります。

■ **市内は三選挙区に分割**  
小選挙区選挙は、市内が三選挙区に分割され、古川・松山・三本木・鹿島台地域が宮城第四区、田尻地域が同第五区、岩出山・鳴子温泉地域が同第六区となり、定数はそれぞれ一人です。  
比例代表選挙は東北ブロックで、定数十四人です。

■ **三つの投票**  
衆議院議員総選挙は小選挙区選挙と比例代表選挙の二つあります。  
また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われますので、三つの投票になります。

▼ **小選挙区選挙**  
全国三百の選挙区ごとに

行われ、候補者名を記載して投票します。  
▼ **比例代表選挙**  
全国十一のブロックごとに行われ、政党名を記載して投票します。  
▼ **最高裁判所裁判官国民審査**  
裁判官ごとに行われ、辞

めさせたい意思があれば×印を、なければ何も記載せず投票します。  
▼ **市内は三選挙区に分割**  
小選挙区選挙は、市内が三選挙区に分割され、古川・松山・三本木・鹿島台地域が宮城第四区、田尻地域が同第五区、岩出山・鳴子温泉地域が同第六区となり、定数はそれぞれ一人です。  
比例代表選挙は東北ブロックで、定数十四人です。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 9124

8月30日(日)は、  
衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

### 主な投票制度

区分	内	容
代理投票		身体の不自由な人や字を書くことが困難な人は、投票所で申し出ることによって、係員が代わって書くことができます。
点字投票		目の不自由な人は、投票所で申し出ることによって、点字器を使って投票することができます。
期日前投票		投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用事がある人は、選挙の公示の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において投票日と同じ方法で投票できます。期日前投票所および投票時間は、選挙管理委員会の発行するお知らせ等で確認してください。
不在者投票	大崎市以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票	仕事や旅行などで、選挙期間中、大崎市以外の市区町村に滞在している人は、郵便等で投票用紙など必要書類を請求することによって、滞在先の市区町村で投票することができます。
	指定病院等における不在者投票	病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、病院長や施設長等を通じて投票用紙など必要書類を請求することによって、その病院・施設内で投票することができます。
	郵便等による不在者投票	身体に重度の障害があり、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」が交付されている人は、郵便等で投票用紙など必要書類を請求することによって、自宅等自分のいる場所で投票することができます。

「明るい選挙」を支えているのは、私たち一人ひとりの気持ちです。  
「明るい選挙」とは、投票する人が、買収などに惑わされず、情実・利害などに左右されることなく、自由な意思で投票し、選挙が公正に行われて、私たちの意志が政治に正しく反映される選挙のことです。  
選挙の役割は、私たち国民であり、あなた自身なのです。